

## 認定基準の見直し案（修正版）の検討事項

## 1 視野障害

項番	検討事項
1	<p>視野の測定方法とその判断基準についての考え方            (2) ア、イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴールドマン視野計以外の測定をどう考えるか。</li> <li>・ 自動視野計の測定結果が提出された場合の取扱い。</li> <li>・ 「ゴールドマン視野計」から「ゴールドマン型視野計」への表記方法の変更について。</li> </ul>
2	<p>視野の測定値の正常域について            (2) ウ、カ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視野の測定値の正常域の説明は追記した内容で十分か。</li> <li>・ 視野の「生理的限界値」を視野の「正常域」と改めた表現は妥当か。</li> </ul>
3	<p>視野が2分の1以上欠損した場合について            (2) カ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心暗点の症状のみ有する場合、原則として視野障害での認定の対象とはしないが、個々の状態に応じて対象とするという取扱いでよいか。また、中心暗点となる傷病名は例示しなくてもよいか。</li> <li>・ 認定の対象とする不規則性視野狭窄、半盲性視野欠損、交叉性半盲の障害の状態や例示した主な傷病名は適切か。</li> </ul>

（委員からの意見）

## 【1】

- 自動視野計で測定された時の認定基準について示してほしい。それができないなら自動視野計の部分を削除してほしい。
- 自動視野計そのものを排除すれば話は単純になるが、逆に言うと、そこに一行自動視野計に関する記載があるということが、将来自動視野計を導入するための大きな布石にもなっている。
- 現在ゴールドマン視野計は製造していない。ゴールドマン型視野計とすべきではないか。
- 自動視野計に関しては、身体障害者福祉法でも大きな課題となっているが、今大きく分けて2つの考え方がある。

1つは現状の判定基準に完全に準拠して、できるだけ自動視野計の測定条件をゴールドマン視野計の条件に合わせていくという方法、もう1つは自動視野計を主体として米国のAMAの基準などを参考に、測定基準、判断基準そのものを改変した方がいいのではないかという考え方。

- 自動視野計に関しては、身体障害者福祉法の方も現実的にはどれがいいのかという議論が今でも続けられているので、今回のタイミングで障害年金の方へ明確な運用基準を出すのはなかなか難しいと考える。

## 【2】

- 視野の2分の1の生理的限界値というが、これはゴールドマン視野計 I / 4ではなく、V / 4という視標を使った範囲を意味している。それだと本当の意味での2分の1より少し緩い基準となるが、現状をよしとすべきか文言も含めて疑問である。
- 半盲症、視野狭窄、視野変状について、労災ではV / 4の視標と記載されている。(8方向の視野の角度の合計が、正常視野の角度の60%以下となった場合としている)

## 【3】

- 「カ」に注意書きとして、「但し、斜視などにより生活上単眼しか使用出来ない場合はこの限りではない」と添えるべきではないか。
- 中心暗点の視力での認定について、「加齢黄斑変性」は原則とは書いてあるが、おそらく病名だけで視野からはじかれてしまう。大変大きな中心暗点もあることを配慮しないとイケないのではないか。
- 黄斑ジストロフィーの中に周辺視野（杆体機能障害合併例が時にあること、また、「等」には視神経症も入ると思われる）が準視野狭窄を呈する例や、視力が比較的保たれていても、中心50度以上の大きな暗点を示す例もあるので、そうした症例が不利になる可能性があるため「カ」の中心暗点の記載箇所は削除すべき。
- 中心暗点の記載部分は、疾患名に偏りがあると思われるので、具体的な疾患名を省き、「中心暗点のみの場合は、程度にもよるが原則として視野障害として認定は行わない。」等の記載にしてはどうか。

項番	検 討 事 項
4	2級に相当する障害の状態について (2) エ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2級に相当する障害の状態として示した内容は妥当か。</li> <li>・ ゴールドマン視野計の I / 4 の視標で測定が不能の場合、求心性視野狭窄であれば2級相当とみなす扱いは妥当か。</li> </ul>
5	「両眼の視野が10度以内のもの」について (2) オ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定の対象を「求心性視野狭窄」と「輪状暗点」とし、「I / 4 の視標で中心の残存視野が10度以内におさまるもの」とした内容は妥当か。</li> <li>・ 対象とする求心性視野狭窄等の障害の状態や例示した主な傷病名は適切か。</li> </ul>
6	診断書の測定結果の記載方法等について ⑩欄 (2) 視野 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2つの視標にそれぞれの測定結果を記載することで判断は可能か。</li> <li>・ 測定結果のコピーが添付された場合、記載内容を省略しても問題ないか。</li> </ul>

(委員からの意見)

【4】

- 中心の視野が5度以内で2級に該当するが、精度的にもかなり難しい部位であり、固視標もあるのでなかなか評価が難しく、このままの基準で本当にいいのか疑問。
- 2級の包括条項の障害状態として、「求心性視野狭窄あるいは輪状暗点により、両眼による中心10度以内の残余視野がI / 2の視標で50%未満であるものをいう。」と定義すべきではないか。
- 緑内障（末期）の視野障害については、非常に不規則な視野で中心から外れたところに縞状の視野や中心に近くても10度を超えてしまう視野が見られる。そういうところをどのように取り扱うか。
- 輪状暗点があるもの、もしくは20度外に縞状視野があっても、中心20度内で残存視野（I / 2）の径が5度以内であればこれを含めるべきではないか。

## 2 まぶたの運動障害、眼球の運動障害、瞳孔の障害

項番	検 討 事 項
7	<p>「その他の障害」の整理、障害の程度及び状態について            (3) ア～ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眼の障害を「視力障害」、「視野障害」と「その他の障害」の3つに区分し、「その他の障害」として「まぶたの欠損障害」、「調節機能障害及び輻輳機能障害」、「まぶたの運動障害」、「眼球の運動障害」、「瞳孔の障害」として整理することは妥当か。</li> <li>・ 「その他の障害」の障害の程度を障害手当金相当とし、障害の状態としてそれぞれ規定した内容は妥当か。</li> </ul>
8	<p>診断書の記載箇所について            ⑩欄(4)～(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「瞳孔」を「調節機能・輻輳機能」の項目に、「まぶたの運動」を「まぶたの欠損」の項目に追加し、「眼球の運動」の項目を新たに設けるすることで問題はないか。</li> </ul>

(委員からの意見)

【7】

- 眼瞼痙攣の障害の程度について、ほぼ終日閉瞼固守しているものや、閉瞼固守が治療等によっても1日の概ね4分の1を超える場合又は、瞼の運動異常〈開瞼困難〉、眼瞼痙攣における知覚過敏(高度の羞明や痛みなど)のために長時間(10分程度)継続しての読み書きができない程度のもは、手当金相当より上位にすべきではないか。
- 眼瞼痙攣の認定は、手当金相当と考える。そもそも眼瞼痙攣は眼の障害ではないという意見もある。眼瞼痙攣を定量化することが困難なため、重症度判定も困難ではないか。
- 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」として、「まぶたの運動障害」の他に「眼球の運動障害」を追加すべきではないか。また、散瞳障害が調節機能障害及び輻輳機能障害に入るのはおかしいので、「瞳孔の障害」として規定すべきではないか。

### 3 その他

項番	検 討 事 項
9	現行の視力障害の「両眼の視力の和」での認定の考え方 (1) エ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視力の測定方法をどのように考えるか。</li> <li>・ 「両眼視によって累加された視力ではなく」という記述を削除することでよいか。</li> </ul>
10	法別表についての考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1. 認定基準」の法別表の「障害の状態」に、視野障害の規定を新たに設けることについて。</li> </ul>

(委員からの意見)

【9】

- 両眼視の視力の和での認定方法については問題ではないか。
- 視力の和での認定については、身体障害者福祉法の等級も変えないといけないと思うが、大きな課題が残っていると思うので、この点だけは今回できなくとも、必要な時に両方の委員会できちんとやらないといけないと思う。
- 単眼視や複視を含めて両眼視の問題を考える必要があるのではないか。
- 複視、混乱視などにより常時片眼【優位眼】しか使用出来ない場合、視力の和では非優位眼を0として計算すべきではないか。(両眼開放として配慮は必要)
- 両眼視によって累加された視力という表現は好ましくない。両眼視は、遠近感覚や立体視といった機能に対して使い、この場合は、「両眼を同時に使用したとき」、あるいは「両眼を開けてみたとき」の意味と思う。手帳では「両眼の視力の和」だけなので、ここでは削除した方がいい。

【10】

- 確かに認定要領においては視野のことが明確に書かれているが、別表は視野についての記載が明確でないと思っっている。
- 身体障害者福祉法には、別表に視野のことがあ程度きちんと書いてあるが、年金では書いていないので、認定基準のところまでちゃんと読んで知っている先生は比較的少なく医者側の問題だが誤解を受けやすい点がある。